

議案第 84 号

三田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 5 年 11 月 24 日提出

三田市長 田 村 克 也

三田市条例第 号

三田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三田市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年三田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号アからケまで以外の部分を次のように改める。

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）又は委託されている児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親である入居者又は同居者に委託されている児童をいう。）があること。ただし、次に掲げる者にあつては、この限りでない。

第6条第2号ク中「(ア)又は(イ)」を「(ア)から(エ)まで」に改め、同号ク(ア)中「規定による保護」の次に「又は児童福祉法第38条に規定する母子生活支援施設による保護」を加え、同号クに次のように加える。

(ウ) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項に規定する婦人相談所又は配偶者暴力防止等法第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センター（以下「配偶者暴力相談支援センター」という。）による配偶者等からの暴力を受けている旨の証明を受けている者

(エ) 配偶者暴力相談支援センター、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所その他行政機関又は配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体による配偶者等からの暴力を理由に避難している旨の確認を受けている者

第6条第5号を次のように改める。

(5) 入居の申込時点において、市に納付すべき市税、保険料、負担金、手数料及び使用料並びに民間の賃貸住宅の家賃等を滞納していないこと。

第42条の8を次のように改める。

（使用期間）

第42条の8 使用決定者が駐車場を使用することができる期間は、第42条の6の規定により使用の決定を受けた日から規則で定めるところにより駐車場の使用

を廃止した日までの期間とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第15条関係）

構造	建設年度	名称	位置	階層	戸数	専有面積 (㎡)	利便性 係数	応益係 数	近傍同種 の住宅の 家賃(円)
中層 耐火 鉄筋 住宅	平成7年度	大池南	三田市屋敷町	3階建	18	67.50	0.97	0.8486	89,600
	平成7年度	大池南	三田市屋敷町	3階建	6	65.20	0.97	0.8197	87,200
	平成8年度	南が丘第2	三田市南が丘一丁目	5階建	25	69.40	1.00	0.9034	96,600
	平成10年度	西山1号棟	三田市西山二丁目	5階建	30	69.30	1.00	0.9100	105,300
	平成12年度	西山2号棟	三田市西山二丁目	5階建	30	69.30	1.00	0.9179	78,800
	平成12年度	西山2号棟	三田市西山二丁目	5階建	10	68.90	1.00	0.9127	78,400
	平成12年度	西山2号棟	三田市西山二丁目	5階建	15	53.60	1.00	0.7100	64,500
	平成12年度	西山2号棟	三田市西山二丁目	5階建	10	45.20	1.00	0.5987	56,900
	平成13年度	西山3号	三田市西山二丁目	3階建	12	67.20	1.00	0.8940	113,000

		棟							
	平成 13 年度	西山 3号 棟	三田市西 山二丁目	3階 建	3	45.20	1.00	0.6012	85,200
高層 耐火 鉄筋 住宅	平成 15 年度	西山 高層	三田市西 山二丁目	9階 建	43	70.50	1.00	0.9459	97,400
	平成 15 年度	西山 高層	三田市西 山二丁目	9階 建	9	70.10	1.00	0.9405	96,900
	平成 15 年度	西山 高層	三田市西 山二丁目	9階 建	16	54.30	1.00	0.7285	79,800
	平成 15 年度	西山 高層	三田市西 山二丁目	9階 建	2	67.70	1.00	0.9083	94,500
	平成 18 年度	南が 丘	三田市南 が丘一丁 目	7階 建	40	70.50	1.00	0.9580	97,600
	平成 18 年度	南が 丘	三田市南 が丘一丁 目	7階 建	7	70.00	1.00	0.9512	97,000
	平成 18 年度	南が 丘	三田市南 が丘一丁 目	7階 建	7	54.30	1.00	0.7378	80,000
	平成 18 年度	南が 丘	三田市南 が丘一丁 目	7階 建	14	44.40	1.00	0.6033	69,300
	平成 18 年度	南が 丘	三田市南 が丘一丁 目	7階 建	2	67.50	1.00	0.9172	94,500

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和6

年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三田市営住宅の設置及び管理に関する条例第42条の8の規定は、この条例の施行の日以後の使用の決定について適用し、同日前の使用の決定については、なお従前の例による。